

救急医療等設備整備事業補助金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、本市における救急医療等の整備充実を図る一環として、公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）が実施する救急医療等の設備整備事業、又は病院協会に属する病院が行う救急医療等の設備整備に対し病院協会が助成する事業（以下「補助事業」という。）に補助金を交付し、もって救急医療等医療の安全確保を図ることを目的とする。

（補助の対象経費）

第2条 補助の対象となる経費は、病院協会が当該年度に実施する事業であり、次の各号に掲げる経費とする。ただし、病院協会が独立行政法人労働者健康福祉機構及び川崎市長が開設者となっている病院に対し助成するための経費は、補助の対象としない。

- （1） 救急医療の充実を図るため単価10万円以上の備品（本体と一体的に機能を果たす付属品を含む）の取得に対する経費
- （2） 在院患者の安全確保のため単価10万円以上の備品（本体と一体的に機能を果たす付属品を含む）の取得に対する経費
- （3） その他医療の安全を確保するため市長が必要と認める経費。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費と基準額（予算の範囲内で別途定める額）とを比較していずれか低い額とする。

（交付の申請）

第4条 病院協会は、補助金の交付を受けようとするときは、救急医療等設備整備事業補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び当該補助金の交付額（以下「交付決定額」という。）を決定したときは、救急医療等設備整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、病院協会に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、第3号様式により病院協会に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付の方法）

第6条 市長は、前条第2項の規定による交付決定の通知の後、補助金を交付するものとする。

(変更の承認等)

第7条 病院協会は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、承認申請書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は第4条に規定する申請書の記載事項を変更するとき。ただし、変更の内容が軽微な事項であると市長が認めたときは、このかぎりではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (3) 補助事業により、整備した備品を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供するとき。ただし、補助金の交付目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合は、このかぎりでない。
- 2 病院協会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに承認の可否を決定し、第7号様式又は第8号様式により、病院協会に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて、病院協会から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第9条 病院協会は、救急医療等設備整備事業補助金実績報告書（第5号様式）を、補助事業が完了した日と補助金の交付を決定した日の属する市の会計年度が終了した日とを比較して、いずれか早い日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

- 第10条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、当該報告書の内容を審査し、報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該報告書に基づき第3条に規定する算出方法により算出した額と第5条第2項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額（以下「交付確定額」という。）を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により、交付確定額を確定したときは、第6号様式により病院協会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、病院協会が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返 還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条第1項の規定による交付確定額を超えて既に補助金が交付されているときは、当該交付確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整理)

第13条 病院協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和61年2月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年8月1日から施行する。

第 1 号様式

救急医療等設備整備事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

川 崎 市 長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

標記について、補助金を交付されるよう、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書 (別紙 1)
- 3 設備整備計画書 (別紙 2)
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

第 2 号様式

救急医療等設備整備事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、 第 号で申請のあった救急医療等設備整備事業補助金については、次の条件をつけて 円を交付する。

年 月 日

川 崎 市 長

補助条件

第 3 号様式

川崎市指令 第 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、 第 号で申請のあった救急医療等設備整備事業補助金については、次のとおり補助金を交付しないことを決定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 理 由

第 4 号様式

承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先) 川崎市長

法 人 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、第 号で補助金の交付を申請した救急医療等設備整備事業について、次のとおり承認されるよう申請します。

1 内 容

2 理 由

第 5 号様式

救急医療等設備整備事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長 様

法 人 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた救急医療等設備整備事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額調書 (別紙 3)
- 2 設備整備実績書 (別紙 4)
- 3 納品書の写し
- 4 領収書の写し
- 5 収入支出決算書 (又は見込書) の写し
- 6 その他参考となる資料

第 6 号様式

文 書 番 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、 第
金については、交付すべき補助金の額を

号で報告のあった救急医療等設備整備事業補助
円と確定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

第 7 号様式

川崎市指令 第 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、 第 号で申請のあった救急医療等設備整備事業承認
申請については、申請を承認することを決定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

第 8 号様式

川崎市指令 第 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け、 第 号で申請のあった救急医療等設備整備事業承認
申請については、次のとおり申請を承認しないことを決定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 理由